

厚生健発1024第2号
令和6年10月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公印省略)

災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT先遣隊派遣事業の実施）について

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備については、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するため、これまで災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team；以下「DHEAT」という。）が派遣されてきました。また、DHEATに関する体制整備や支援活動の迅速化、連携の強化等のため、令和5年3月に「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」の改正を行いました（詳細は「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用）について」（令和5年3月28日健健発0328第2号厚生労働省健康局健康課長通知）をご参照ください。）。

今般、この体制整備を更に進め、災害発生 of 急性期（概ね48時間以内）にDHEATを「DHEAT先遣隊」として派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を目的として「DHEAT先遣隊派遣事業」を実施するため、別紙のとおり「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」を一部改正し、DHEAT先遣隊について記載することとしましたので通知します。

なお、「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」は、DHEATの活動に関する基本的な考え方をお示しするものであり、貴職におかれては、当該活動要領も参考にしながら、各都道府県等で策定される地域防災計画等に基づき、各地域の支援・受援体制の状況に応じた運用を実施していただくようお願いします。

都道府県におかれては、管内の市町村に対しても、本通知の情報提供をお願いします。なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【担当】 厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室

TEL 03-5253-1111（内線2335）

03-3595-2190（夜間直通）

「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 3 月 20 日</u> <u>令和 4 年 3 月 29 日 (一部改正)</u> <u>令和 5 年 3 月 28 日 (一部改正)</u> <u>令和 6 年 10 月 24 日 (一部改正)</u></p> <p>(別紙)</p> <p>災害時健康危機管理支援チーム活動要領</p> <p>1. 災害時健康危機管理支援チームの概要</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 本要領における用語の定義</p> <p>ア. ～ ク. (略)</p> <p><u>ケ. DHEAT先遣隊</u></p> <p><u>DHEAT先遣隊とは、厚生労働省からの要請により、発災後概ね48時間以内に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省やDHEAT事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>災害時健康危機管理支援チーム活動要領</p> <p>1. 災害時健康危機管理支援チームの概要</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 本要領における用語の定義</p> <p>ア. ～ ク. (略)</p> <p>(新規)</p>

部門の指揮調整機能等を支援するDHEATをいう。

2. DHEAT の活動の枠組み (別添 1 参照)

(1) ～ (3) (略)

(4) 統括 DHEAT、DHEAT 事務局、全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の役割

ア. 統括 DHEAT の役割

(ア) (略)

(イ) 災害発生時

- ・ 被災保健所等と連携し、都道府県内等の被災状況を把握・分析する。
- ・ 保健医療福祉調整本部の指揮を補佐し、DHEAT の要請や取りまとめ、関係機関との調整の窓口機能等を担う。必要に応じて、DHEAT 事務局、DHEAT に関する協議会等と連携する。
- ・ DHEAT 先遣隊が派遣された場合には、DHEAT 先遣隊と調整の上、これらの役割の一部を DHEAT 先遣隊に依頼することができる。

イ. ～ エ. (略)

3. 平時における対応

2. DHEAT の活動の枠組み (別添 1 参照)

(1) ～ (3) (略)

(4) 統括 DHEAT、DHEAT 事務局、全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の役割

ア. 統括 DHEAT の役割

(ア) (略)

(イ) 災害発生時

- ・ 被災保健所等と連携し、都道府県内等の被災状況を把握・分析する。
- ・ 保健医療福祉調整本部の指揮を補佐し、DHEAT の要請や取りまとめ、関係機関との調整の窓口機能等を担う。必要に応じて、DHEAT 事務局、DHEAT に関する協議会等と連携する。

イ. ～ エ. (略)

3. 平時における対応

<p>(1) (略)</p> <p>(2) DHEAT の派遣に関する調整の事前準備</p> <p>ア. 都道府県及び指定都市は、DHEAT に係る本庁の調整窓口を定め、これを厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室に登録する。厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室は、この情報を DHEAT 事務局と共有する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>4. 発災後における対応 (別添 3 参照) (略)</p> <p><u>5. DHEAT 先遣隊の派遣調整</u></p> <p><u>被災地方公共団体からの要請に基づいて派遣される DHEAT の派遣調整については、「4. 発災後における対応」に記載の通りであるが、DHEAT 先遣隊の派遣調整については、別途、「災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 先遣隊派遣事業実施要領」に定める。</u></p> <p><u>6. システム・参考資料等</u> (略)</p> <p><u>7. 費用と補償</u> (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) DHEAT の派遣に関する調整の事前準備</p> <p>ア. 都道府県及び指定都市は、DHEAT に係る本庁の調整窓口を定め、これを厚生労働省健康局健康課地域保健室に登録する。厚生労働省健康局健康課地域保健室は、この情報を DHEAT 事務局と共有する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>4. 発災後における対応 (別添 3 参照) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>5. システム・参考資料等 (略)</p> <p>6. 費用と補償 (略)</p>
---	--

災害時健康危機管理支援チーム活動要領

目次

1. 災害時健康危機管理支援チームの概要.....	3
(1) 活動理念.....	3
(2) 本要領の位置づけ.....	3
(3) 本要領における用語の定義.....	3
ア. 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	4
イ. 統括 DHEAT	4
ウ. DHEAT 事務局.....	4
エ. 保健所設置市.....	4
オ. 要請	4
カ. 派遣	4
キ. 派遣調整.....	4
ク. 受援調整.....	4
ケ. DHEAT 先遣隊.....	4
2. DHEAT の活動の枠組み (別添 1 参照)	5
(1) DHEAT の活動の基本.....	5
(2) DHEAT の編成.....	5
(3) 国及び都道府県等の役割	5
ア. 厚生労働省の役割	5
イ. 国立保健医療科学院の役割.....	6
ウ. 都道府県の役割.....	6
エ. 指定都市の役割.....	6
オ. 上記以外の保健所設置市及び特別区の役割.....	7
(4) 統括 DHEAT、DHEAT 事務局、全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の役割	7
ア. 統括 DHEAT の役割	7
イ. DHEAT 事務局の役割	8
ウ. 全国 DHEAT 協議会の役割 (別添 2-①、2-③)	8
エ. 地方ブロック DHEAT 協議会の役割 (別添 2-②、2-③、2-④)	8
3. 平時における対応	9
(1) 研修・訓練の実施	9
(2) DHEAT の派遣に関する調整の事前準備	9
4. 発災後における対応 (別添 3 参照)	9
(1) DHEAT の派遣に関する調整.....	9

ア. 被災都道府県による派遣に関する調整依頼	9
イ. 厚生労働省による事務連絡の発出.....	9
ウ. 厚生労働省による DHEAT の派遣に係る照会時の被災都道府県以外の都道府県及び指定 都市の対応	10
エ. DHEAT 事務局への回答.....	10
(2) 派遣先の決定及び要請の実施.....	10
ア. DHEAT 事務局の対応	10
イ. 要請の実施.....	10
(3) 派遣元都道府県市及び派遣先都道府県等の対応.....	11
ア. 派遣元都道府県市の対応	11
イ. 派遣先都道府県等の対応	11
ウ. 要請等の見直し.....	11
(4) DHEAT から派遣元都道府県市への報告等.....	11
(5) DHEAT の活動の引き継ぎ	12
(6) DHEAT の活動の終結.....	12
5. DHEAT 先遣隊の派遣調整	12
6. システム・参考資料等	12
(1) 災害保健情報システム (別添 4)	12
ア. 保健所現状報告システム (別添 4-①)	12
イ. DHEAT 派遣調整システム (別添 4-②)	12
(2) DHEAT に関する参考資料.....	13
7. 費用と補償	13
全国 DHEAT 協議会設置要綱	14
地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱.....	16

災害時健康危機管理支援チーム活動要領

平成 30 年 3 月 20 日

令和 4 年 3 月 29 日（一部改正）

令和 5 年 3 月 28 日（一部改正）

令和 6 年 10 月 24 日（一部改正）

1. 災害時健康危機管理支援チームの概要

(1) 活動理念

豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する「災害」をいう。以下、「災害」という。）が発生した場合、被災地方公共団体の指揮調整機能が混乱し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、健康危機管理対応が困難となることが懸念される。

こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、令和 4 年 7 月に、大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備の推進を目的として、各都道府県の災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置するとともに、保健所（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）において、保健医療活動チームの指揮又は連絡等を行うほか、保健医療福祉ニーズ等の収集及び整理・分析を行うこととして、厚生労働省の 6 局長等による通知（令和 4 年 7 月 22 日付け科発 0722 第 2 号、医政発 0722 第 1 号、健発 0722 第 1 号、薬生発 0722 第 1 号、社援発 0722 第 1 号、老発 0722 第 1 号、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出された。本通知において、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）に対し、災害対策基本法等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいとしている。

災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team；以下、「DHEAT」という。）は、上記の人的支援に当たるものであり、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への支援のために、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県等からの要請に基づいて派遣されるものである。

(2) 本要領の位置づけ

本要領は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、各都道府県等が策定する地域防災計画等に DHEAT の要請及び派遣並びに DHEAT の編成及び運用等について記載する際の指針となるものである。

(3) 本要領における用語の定義

ア. 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チームをいう。

DHEATの主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県等の保健所等を支援することである。

イ. 統括 DHEAT

統括DHEATとは、都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの（公衆衛生医師等）をいう（兼務可）。災害時の統括DHEATは、被災都道府県の統括DHEATが任務に当たる。

ウ. DHEAT 事務局

DHEAT 事務局とは、DHEAT の派遣調整等災害時の支援業務を補助する機関として、一般財団法人日本公衆衛生協会に設置された事務局をいう。

エ. 保健所設置市

地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条各号に掲げる、地域保健法（昭和22年法律101号）第5条の規定に基づき保健所を設置する市をいう。

オ. 要請

災害対策基本法又は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき、被災地方公共団体を実施する災害時における救助その他の災害対策に対する支援を他の地方公共団体に対し要請することをいう。

カ. 派遣

地方公共団体が、被災地方公共団体に対し、支援のために職員を派遣することをいう。

キ. 派遣調整

地方公共団体が実施するDHEATのチーム編成、支援時の安全の確保・装備等の準備、職員に対する後方支援など、DHEATの派遣に係る諸業務の調整をいう。

ク. 受援調整

DHEATの被災都道府県内における支援先の決定、支援先での役割の付与又は変更等の、被災都道府県以外の都道府県・指定都市からのDHEATの受援に係る諸業務の調整をいう。

ケ. DHEAT先遣隊

DHEAT先遣隊とは、厚生労働省からの要請により、発災後概ね48時間以内に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省やDHEAT事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉部門の指揮調整機能等を支援するDHEATをいう。

2. DHEAT の活動の枠組み（別添 1 参照）

（1）DHEAT の活動の基本

- ア. DHEATの活動は、災害が発生した際に、被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に派遣され、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援する。
- イ. DHEATは、保健所の指揮のもと、所管する市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を支援する。
- ウ. 派遣されるDHEATの単位を「班」といい、班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務に当たる一連の単位を総称して「チーム」という。
- エ. DHEAT 1 班あたりの活動期間は 1 週間以上を標準とする。
- オ. DHEATの各班は、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。

（2）DHEAT の編成

- ア. DHEATは、都道府県及び指定都市がその職員により編成する。都道府県及び指定都市は、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成したDHEATの班をチーム編成の中に追加することができる。また、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区の職員をDHEATの構成員に追加することができる。
- イ. DHEATは、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員の中から、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員（ロジスティクス：連絡調整、運転等、DHEATの活動を行うための支援全般を行う者をいう。専門職が業務調整員を兼務することを妨げない。）により、現地のニーズに合わせて、1 班当たり 5 名程度（自動車での移動を考慮した機動性の確保できる人数を検討。）で構成する。なお、各職種の特徴を活かしつつ、実働においては職種の枠にとらわれず協働する。
- ウ. 大規模な災害において、多くの班編成が必要なときは、専門的な研修・訓練を受けた職員以外の職員もDHEATの構成員に加えて派遣できるものとする。
- エ. 地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の地方公共団体職員、関連機関（大学、研究機関並びに病院及び診療所等。）の者をDHEATの構成員に加えることができるものとする。ただし、この場合において当該構成員には、地方公務員としての身分を付与することを必要とする。

（3）国及び都道府県等の役割

ア. 厚生労働省の役割

（ア）平時

- ・ 厚生労働省防災業務計画に基づき、DHEATの派遣に関する調整を行う体制を整備する。

- ・ DHEAT の活動に関する研究及び研修を推進する。
- (イ) 災害発生時
- ・ 被災都道府県からDHEATの派遣に関する調整の依頼に基づき調整を行う。
 - ・ 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動に係る必要な助言及びその他の支援を行う。
 - ・ 都道府県等に対し、被災地方公共団体においてDHEATが実施している活動により収集された情報の提供を行う。
- イ. 国立保健医療科学院の役割
- (ア) DHEATの養成、資質の維持及び向上のための研修・研究を企画立案する。
- (イ) DHEATの養成等に係る技術的支援、情報提供を行う。
- (ウ) DHEATの活動に係る必要な情報の提供等のため、健康危機管理情報支援ライブラリー (Health Crisis and Risk Information Supporting Internet System: H-CRISIS) の運用・管理を行う。
- ウ. 都道府県の役割
- (ア) 平時
- ・ DHEATの構成員の養成、資質の維持及び向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
 - ・ DHEATの要請があった際に、概ね継続して1ヶ月間程度の派遣が可能となるよう、指定都市以外の保健所設置市及び特別区の職員を編成に加えるなど、平時からの体制を確保し、これに必要な人材を育成するよう努める。
 - ・ DHEATの派遣に備え、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
 - ・ DHEATの派遣に備え、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用に関するマニュアル等を作成し、DHEATを編成する準備に努める。
 - ・ DHEAT派遣チーム(案)を編成し、派遣計画(ローテーション表)などの作成に努める。
 - ・ DHEATの派遣に備え、必要な物品の確保及び健康危機管理に係る情報収集を行う。
- (イ) 災害発生時
- ・ 厚生労働省防災業務計画等に基づくDHEATの派遣可否の照会に対応し、必要な調整又はその準備を行う。
 - ・ DHEATを編成し、要請のあった被災都道府県等に対してDHEATを派遣する。
- エ. 指定都市の役割
- (ア) 平時
- ・ DHEATの構成員の養成、資質の維持及び向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
 - ・ DHEATの要請があった際に、概ね継続して1ヶ月間程度の派遣が可能となるよう、指定都市以外の保健所設置市及び特別区の職員を編成に加える

など、平時からの体制を確保し、これに必要な人材を育成するよう努める。

- ・ DHEATの派遣に備え、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
- ・ DHEATの派遣に備え、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用に関するマニュアル等を作成し、DHEATを編成する準備に努める。
- ・ DHEAT派遣チーム（案）を編成し、派遣計画（ローテーション表）などの作成に努める。
- ・ DHEATの派遣に備え、必要な物品の確保及び健康危機管理に係る情報収集を行う。

(イ) 災害発生時

- ・ 厚生労働省防災業務計画等に基づくDHEATの派遣可否の照会に対応し、必要な調整又はその準備を行う。
- ・ DHEATを編成し、都道府県へ共有の上、要請のあった被災都道府県等に対してDHEATを派遣する。
- ・ 都道府県にDHEATの活動の報告を共有する。

オ. 上記以外の保健所設置市及び特別区の役割

(ア) 平時

- ・ DHEATの構成員の養成、資質の維持及び向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
- ・ DHEATの班の編成にあたり、DHEATと保健師等支援チームの編成及び運用に関するマニュアル等を作成し、DHEATを編成する準備に努める。
- ・ 都道府県又は指定都市がDHEATを編成する場合は、当該DHEATの班又はその構成員として加わることについて検討し、都道府県又は指定都市と協議する。

(イ) 災害発生時

- ・ 都道府県又は指定都市が編成するDHEATの班又はその構成員として加わる場合は、都道府県又は指定都市と連携して必要な調整及びその準備を行う。
- ・ DHEATの班又は構成員を都道府県又は指定都市を通じて被災都道府県に派遣する。
- ・ DHEATの派遣元である都道府県又は指定都市にDHEATの活動の報告を行う。

(4) 統括 DHEAT、DHEAT 事務局、全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の役割

ア. 統括 DHEAT の役割

(ア) 平時

- ・ 都道府県等における DHEAT 研修・訓練の実施や人材育成等 DHEAT 体制の

強化に努める。

- ・ DHEAT に関する協議会への参画等全国的な連携強化を推進する。

(イ) 災害発生時

- ・ 被災保健所等と連携し、都道府県内等の被災状況を把握・分析する。
- ・ 保健医療福祉調整本部の指揮を補佐し、DHEAT の要請や取りまとめ、関係機関との調整の窓口機能等を担う。必要に応じて、DHEAT 事務局、DHEAT に関する協議会等と連携する。
- ・ DHEAT 先遣隊が派遣された場合には、DHEAT 先遣隊と調整の上、これらの役割の一部を DHEAT 先遣隊に依頼することができる。

イ. DHEAT 事務局の役割

(ア) 平時

- ・ DHEAT の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な技能維持研修・訓練の実施を促進する。
- ・ 都道府県及び指定都市における DHEAT の編成並びに被災都道府県等における DHEAT の受援調整に資するため、国の実施する災害時健康危機管理支援チーム養成研修（以下、「DHEAT 養成研修」という。）修了者の受講履歴等を管理する。
- ・ 全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の事務局を担う。
- ・ DHEAT に係る都道府県及び指定都市の調整窓口担当者と連絡体制を構築する。
- ・ 災害保健情報システムの管理を行う。

(イ) 災害発生時

- ・ 被災都道府県等から厚生労働省へ派遣要請があった際に、被災都道府県等と派遣元都道府県市と派遣調整を行う。

ウ. 全国 DHEAT 協議会の役割（別添 2-①、2-③）

大規模災害発生に備え、被災都道府県への迅速な支援・協力体制を確立するため、都道府県等における DHEAT の運用及び連携体制を協議する場として全国 DHEAT 協議会を設置する。

全国 DHEAT 協議会は、地方ブロック DHEAT 協議会と連携し、全国の DHEAT の運用及び連携体制の検討や全国規模の継続的な技能維持のための研修の企画等を目的とする（詳細は別添 2-①を参照）。

エ. 地方ブロック DHEAT 協議会の役割（別添 2-②、2-③、2-④）

DHEAT が円滑に運用されるような体制整備について地方ブロックごとに協議する場として、地方ブロック DHEAT 協議会を設置する。

地方ブロック DHEAT 協議会は、全国 DHEAT 協議会と連携し、地方ブロック内の都道府県等における DHEAT の運用及び連携体制の検討や地方ブロックにおける継続的な技能維持のための研修の企画等を目的とする（詳細は別添 2-②を参照）。

3. 平時における対応

(1) 研修・訓練の実施

- ア. DHEAT の養成並びに資質の維持及び向上を図るため、厚生労働省、国立保健医療科学院、DHEAT 事務局、都道府県等は、連携した取組を行う。
- イ. 厚生労働省は、DHEAT 養成研修を実施し、全国の DHEAT の養成並びに資質の維持及び向上を図る。
- ウ. DHEAT 事務局は、研修参加者・修了者の受講履歴等を管理する。
- エ. DHEAT 事務局は、都道府県等を対象に、災害保健情報システムに関する研修等を実施する。
- オ. 国立保健医療科学院は、都道府県等に対して研修も含めて技術的支援や情報提供を行う。
- カ. 都道府県等は、国の実施する DHEAT 養成研修、地方公共団体独自の研修・訓練等により、DHEAT の構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図る。

(2) DHEAT の派遣に関する調整の事前準備

- ア. 都道府県及び指定都市は、DHEAT に係る本庁の調整窓口を定め、これを厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室に登録する。厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室は、この情報を DHEAT 事務局と共有する。
- イ. 都道府県及び指定都市は、DHEAT 派遣調整システムを活用する等により、DHEAT として派遣される候補者の名簿管理を行うとともに、システムを用いて速やかに応援要請ができるよう準備しておく。

4. 発災後における対応（別添 3 参照）

次の（1）～（4）及び（6）について、原則、DHEAT 派遣調整システムにて行う。

(1) DHEAT の派遣に関する調整

ア. 被災都道府県による派遣に関する調整依頼

- (ア) 被災都道府県は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、被災都道府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、DHEAT の要請を検討する。
- (イ) 被災都道府県は、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からの DHEAT の派遣に関する調整を依頼する。
- (ウ) 被災都道府県等は、派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにする。
- (エ) 被災保健所設置市及び特別区が、厚生労働省に DHEAT の派遣に関する調整の依頼を行う場合は、被災都道府県を通じて行う。
- イ. 厚生労働省による事務連絡の発出

厚生労働省は、被災都道府県から DHEAT の派遣に関する調整依頼を受け、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対して DHEAT の派遣の依頼に関する事務連絡を発出し、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対して DHEAT の派遣の可否に関する照会を行う。

ウ．厚生労働省による DHEAT の派遣に係る照会時の被災都道府県以外の都道府県及び指定都市の対応

(ア) DHEAT 担当部局は DHEAT の派遣の可否を決定する。

(イ) DHEAT の派遣が可能と決定した場合、担当部局は、実施可能な活動の内容、派遣の日程及び体制、DHEAT の構成員の氏名、所属・役職、職種及び DHEAT 養成研修等の受講歴、過去の災害派遣経験並びに連絡先（調整及び現地の活動班の窓口）等を記載した DHEAT 派遣計画を作成する。

(ウ) 同一都道府県及び指定都市は、厚生労働省からの派遣の照会への対応について相互に情報を共有する。

(エ) 都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区において DHEAT の編成又は DHEAT の構成員の派遣の可否を照会し、可能な場合は、都道府県又は指定都市のチーム編成に加えた DHEAT 派遣計画を作成することができる。

エ．DHEAT 事務局への回答

(ア) 厚生労働省より DHEAT 派遣の可否に関する照会を受けた都道府県及び指定都市は、DHEAT 事務局に DHEAT 派遣の可否を回答する。

(イ) 派遣が可能と回答した都道府県及び指定都市は、DHEAT 派遣計画を DHEAT 事務局に提出する。DHEAT 事務局は、DHEAT 可否の結果ならびに DHEAT 派遣計画を厚生労働省へ共有する。

(2) 派遣先の決定及び要請の実施

ア．DHEAT 事務局の対応

(ア) DHEAT 事務局は、都道府県及び指定都市から提出された DHEAT 派遣計画に基づき、DHEAT の派遣に関する調整の依頼があった被災都道府県ごとに DHEAT の派遣を行う都道府県及び指定都市の案を作成し、被災都道府県と調整を行う。

(イ) DHEAT 事務局は、DHEAT 派遣に関する調整結果を厚生労働省へ共有し、調整を依頼した被災都道府県等並びに DHEAT 派遣計画を提出した都道府県及び指定都市へ連絡する。

イ．要請の実施

派遣先となる被災都道府県（以下、「派遣先都道府県」という。）は、アの調整案を了承した場合は、DHEAT の派遣元となる都道府県及び指定都市（以下、「派遣元都道府県市」という。）に要請を行うとともに、DHEAT の活動場所（保健医療福祉調整本部及び保健所）の調整その他の受援調整作業（派遣根拠及び費用負担に係る調整を含む。）を行う。

(3) 派遣元都道府県市及び派遣先都道府県等の対応

ア. 派遣元都道府県市の対応

- (ア) 派遣元都道府県市は、派遣先都道府県の保健医療福祉調整本部に DHEAT 派遣計画を提出する。
- (イ) 派遣元都道府県市の DHEAT は原則として、派遣先都道府県の保健医療福祉調整本部に集合する。ただし、第2班以降の DHEAT は、イ(ア)により派遣先都道府県が決定した活動場所に集合する。
- (ウ) 同一の都道府県又は保健所（当該保健所が所管する市町村を含む）を支援している派遣元都道府県市は、活動のロジスティクス等に係る支援を連携して行う。

イ. 派遣先都道府県等の対応

- (ア) 派遣先都道府県は、派遣元都道府県市から提出された DHEAT 派遣計画により、DHEAT の活動場所を決定する。
- (イ) 派遣先都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所は、集合した DHEAT に被災地の状況や担当する役割を説明するなど必要な情報提供を行う。

ウ. 要請等の見直し

- (ア) 派遣先都道府県は、保健医療福祉調整本部及び保健所における災害対応業務及び DHEAT の活動の状況を勘案し、DHEAT の人員体制の増員又は派遣期間の延長等が必要と判断した場合には、DHEAT の活動に係る要請の見直しを検討する。
- (イ) 派遣中の DHEAT は、その活動等を通じてその人員体制の増員又は縮小など DHEAT 派遣計画の見直しが必要と判断した場合は、派遣元都道府県市にその旨を報告する。
- (ウ) 派遣先都道府県及び派遣元都道府県市は、要請及び DHEAT 派遣計画の見直しについて協議する。
- (エ) (ウ) の協議が調った場合、派遣先都道府県は派遣元都道府県市に要請の変更を通知し、派遣元都道府県市は派遣先都道府県に変更後の DHEAT 派遣計画を提出する。
- (オ) 派遣先都道府県は、追加の派遣が必要と判断した場合は、厚生労働省に追加派遣に関する調整を依頼する。
- (カ) 厚生労働省は、派遣先都道府県から追加の派遣に関する調整の依頼を受けた場合は、DHEAT 事務局と連携し、都道府県及び指定都市に対して派遣の可否に関する照会を行う。（以降の手続きは、4（1）ウ以降に同じ。）

(4) DHEAT から派遣元都道府県市への報告等

- ア. 派遣中の DHEAT は、派遣元都道府県市に対し、その構成員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を定期的に報告する。
- イ. 派遣中の DHEAT は、業務に必要な資器材の確保その他のロジスティクスに

関する後方支援が必要となった場合には、随時その旨を要請する。

(5) DHEAT の活動の引き継ぎ

- ア. DHEAT の構成員は、DHEAT 活動日報等を活用し、DHEAT の活動に係る十分な情報の引き継ぎを行う。班のリーダーは、後続班のリーダーと十分な引継ぎ期間を設けるよう努める。
- イ. DHEAT は、引継ぎに当たり派遣先都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所並びに派遣先都道府県又は市町村の災害対策本部と十分な情報の交換を行う。

(6) DHEAT の活動の終結

- ア. 派遣先都道府県は、保健医療福祉調整本部及び保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、DHEAT 事務局及び派遣元都道府県市に DHEAT の活動の終結を報告する。DHEAT 事務局は厚生労働省へ報告を共有する。
- イ. 派遣先都道府県の保健所設置市・特別区は、当該保健所の職員により、保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、派遣先都道府県に DHEAT の活動の終結を報告する。
- ウ. 派遣元都道府県市は、DHEAT の構成員に対し、心のケアを含めた継続的な健康管理に留意する。

5. DHEAT 先遣隊の派遣調整

被災地方公共団体からの要請に基づいて派遣される DHEAT の派遣調整については、「4. 発災後における対応」に記載の通りであるが、DHEAT 先遣隊の派遣調整については、別途、「災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 先遣隊派遣事業実施要領」に定める。

6. システム・参考資料等

(1) 災害保健情報システム (別添 4)

保健所現状報告システム、DHEAT 等派遣調整システム等の災害対応に関連する複数のシステムの総称であり、各システム共通のログイン画面の役割を担う入口である。

ア. 保健所現状報告システム (別添 4—①)

災害時において保健所等が健康危機管理の拠点としての機能が維持できているか否かを入力し、関係機関が保健所等の状況を即時把握し、関係者間で情報共有を即時に行うシステム。本システムを活用することで、DHEAT 等保健医療福祉チームの迅速な派遣調整が可能となる。

イ. DHEAT 派遣調整システム (別添 4—②)

DHEAT 派遣における調整 (4 (1) ~ (3) の流れ) をシステム上で可能とす

るものである。

(2) DHEATに関する参考資料

本 DHEAT 活動要領、DHEAT 活動ハンドブック、避難所等に関する資料等については、以下厚生労働省の HP に掲載している。

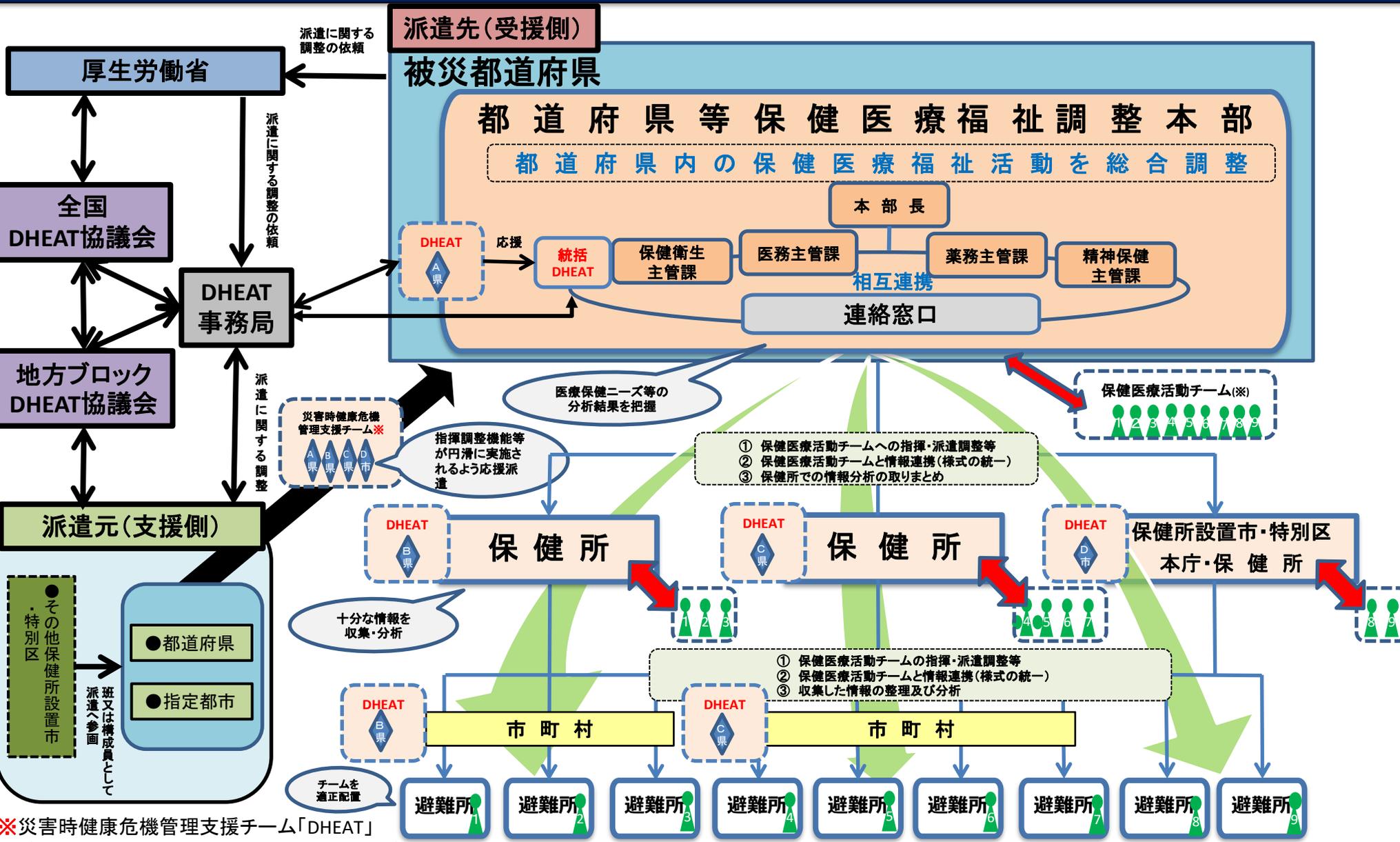
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

7. 費用と補償

派遣に要する費用については、原則として派遣元都道府県市の負担となるが、地方公共団体間の相互応援協定等や要請の根拠となる災害対策基本法等に基づき、派遣元都道府県市より派遣先都道府県に対し、費用を求償することが可能な場合がある。

なお、費用求償の考え方については、他の地方公共団体間と同様である。また、補償についても、派遣される者は、いずれも地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づき、地方公務員災害補償基金からの補償を受けることとなる。

(別添1) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動の枠組み



※災害時健康危機管理支援チーム「DHEAT」
 (Disaster Health Emergency Assistance Team)

(※) (凡例) : 保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

全国 DHEAT 協議会設置要綱

1. 設置目的

大規模災害発生に備え、被災都道府県への迅速な支援・協力体制を確立するため、都道府県等における DHEAT の運用及び連携体制を協議する場として全国 DHEAT 協議会（以下「全国協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 全国の DHEAT 体制整備に係る必要事項の検討と活動の普及
- (2) 全国の DHEAT 養成研修や各地域での訓練の取り組み状況の把握と共有
- (3) 全国規模の DHEAT 技能維持のための研修の企画と実施
- (4) 全国規模の災害時活動組織等と DHEAT との広域訓練の支援
- (5) 実災害における DHEAT 活動の検証及び課題の抽出、課題に対する対応策への反映
- (6) 全国規模の災害時活動組織等と DHEAT との連携・関係構築の強化
- (7) その他必要な事項

3. 構成員等

- (1) 代表は全国衛生部長会会長が、副代表は全国保健所長会会長がこれに当たる。
- (2) 構成員は、地方ブロック DHEAT 協議会の会長、副会長及び幹事長、副幹事長をもって構成する。
- (3) その他必要に応じて、オブザーバーとして全国規模の災害時活動組織等の参画を求めることができる。
- (4) オブザーバーとして国立保健医療科学院が参画する。

4. 幹事会

全国協議会の円滑な運営に資するため、協議事項及び内容に関し、事前に調整を行う幹事会を設置する。

- (1) 幹事会の幹事は、全国協議会の構成員のうち、代表及び副代表の推薦する者とする。各ブロックから 1～2 名を目安とする。
- (2) 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- (3) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
- (4) 幹事会は、全国協議会の協議事項について事前に調整を行うために、全国協議会開催の 1 か月前までに開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。

5. 開催

全国協議会の開催は、代表が年 1 回定期的に招集する。ただし、必要に応じて臨時

に招集することができる。全国協議会は代表が、幹事会は幹事長が、それぞれ招集する。

6. 事務局

- (1) 全国協議会の事務局は、厚生労働省と連携し、DHEAT 事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が担う。
- (2) 事務局は、全国協議会の連絡網の作成と更新を行い、全国協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会の関係者に共有する。

7. 費用

全国協議会の開催に係る費用（全国協議会の構成員の出席旅費などを含む）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。

地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱

1. 設置目的

全国 DHEAT 協議会と連携し、地方ブロック内の都道府県等における DHEAT の運用及び連携体制の検討や地方ブロックにおける継続的な技能維持のための研修の企画等、DHEAT が円滑に運用されるような体制整備について地方ブロックごとに協議する場として、「地方ブロック DHEAT 協議会」（以下「地方協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 全国 DHEAT 協議会で協議すべき事項の提案
- (2) ブロック内での DHEAT の技能維持のための研修の企画・実施
- (3) ブロック内の災害規模に応じた応援派遣計画の作成及び体制の整備
- (4) DHEAT 活動の普及促進
- (5) ブロック内の災害時活動組織等との連携・関係の構築及び強化
- (6) その他必要な事項

3. 構成員等

- (1) 会長及び副会長は地方協議会構成員で協議の上選任する。
- (2) 構成員は、ブロック内の各都道府県において、災害時に保健医療福祉調整本部等で活動することが想定される職員（※1）とし、都道府県の保健衛生担当部長が、選出することが望ましい（※2）。

※1 災害時に保健医療福祉調整本部等で活動することが想定される職員

①本庁において災害時の保健活動を担当する責任者（各都道府県衛生担当部（局）長若しくはこれに準ずる者（統括 DHEAT 等の都道府県庁職員））から 1 名以上

②全国保健所長会における各都道府県の代表者から 1 名以上

※2 各都道府県から 3 名を目安とする

- (3) その他、研修の企画や災害時の連携強化のためにブロック内の災害時活動組織等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

4. 幹事会

地方協議会の円滑な運営に資するため、協議事項及び内容に関し、事前に調整を行う幹事会を設置する。

- (1) 幹事会の幹事は、地方協議会の構成員のうち、会長及び副会長の推薦する者とする。各都道府県から 1 名を目安とし、統括 DHEAT であることが望ましい。
- (2) 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- (3) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
- (4) 幹事会は、地方協議会の協議事項について事前に調整を行うために、地方協

議会開催の1か月前までに開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。

5. 開催

地方協議会の開催は、それぞれのブロック単位で、オンライン（ハイブリッド）にて行うものとする。地方協議会は会長が、幹事会は幹事長が、それぞれ招集する。地方ブロックは以下のように区分する。

- 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東甲信越静岡ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- 東海北陸ブロック：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
- 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6. 事務局

- (1) 地方協議会の事務局は、DHEAT 事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が担い、開催地の都道府県及び保健所は会議開催に関して事務局に協力するものとする。
- (2) 地方協議会の事務局は、地方協議会の連絡網作成と更新を行い、議事等必要な事項について地方協議会及び全国 DHEAT 協議会の関係者に共有する。

7. 費用

地方協議会の開催に係る費用（地方協議会の構成員の出席旅費を除く）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。

ブロック内での DHEAT の技能維持のための研修・訓練の実施に係る費用（出席旅費含む）については、地域健康危機管理体制推進事業にて申請することができる。

(別添2 - ③) DHEATに関する協議会の概要

- **災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)** は被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム。
- 研修・訓練の促進や連携強化等のために、令和5年度より、**全国DHEAT協議会**、**地方ブロックDHEAT協議会**を開催予定。

【全国DHEAT協議会】

平時における研修・訓練の促進や連携強化ならびに災害発生時のDHEAT派遣状況の把握・分析を担う

- 代表 全国衛生部長会会長
- 副代表 全国保健所長会会長
- 構成員 地方ブロックDHEAT協議会の会長・副会長及び幹事長・副幹事長
- 開催 年1回
- 事務局 DHEAT事務局



連携

【地方ブロックDHEAT協議会】

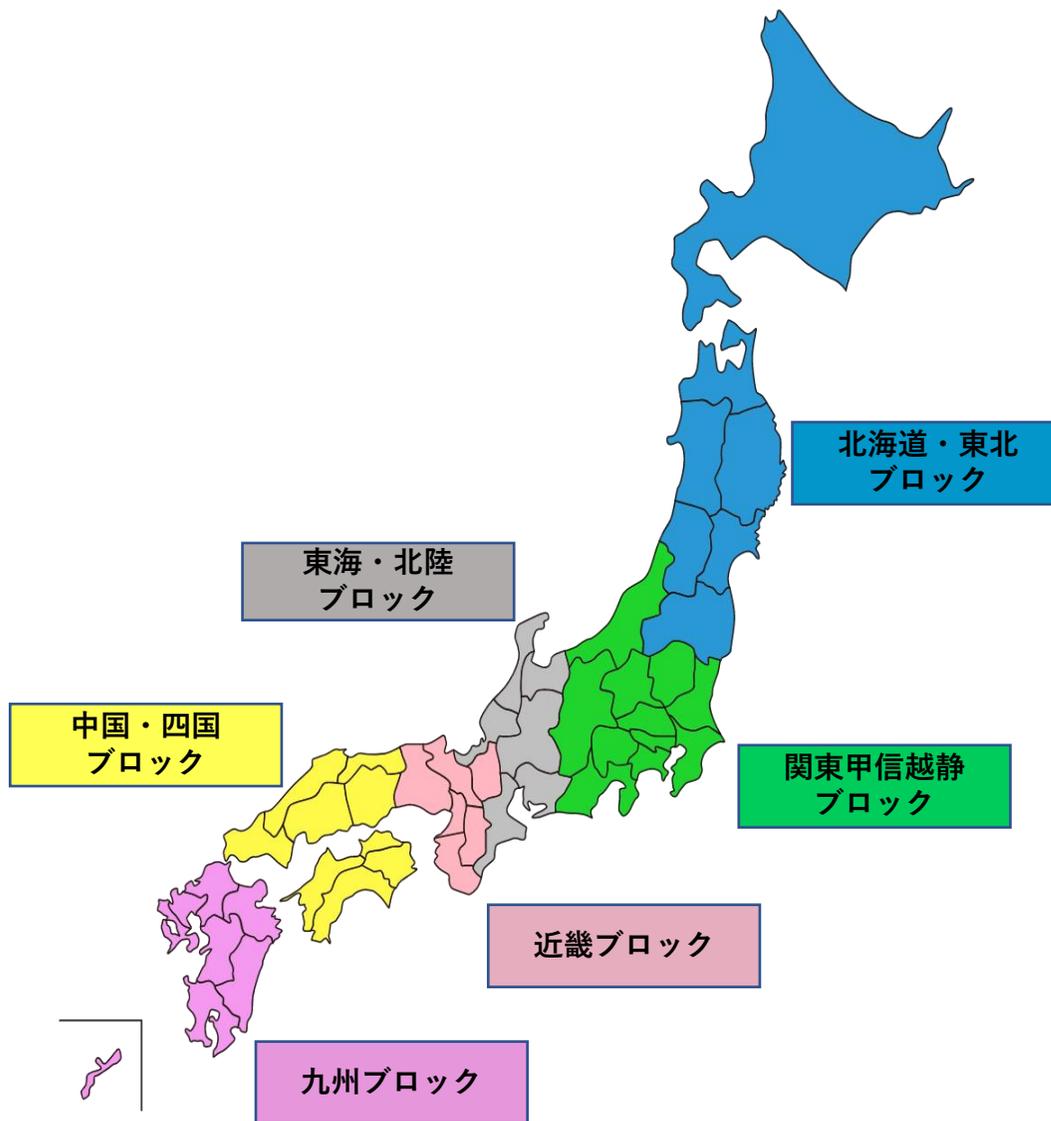
地方ブロック内の自治体における**DHEATの運用**及び**連携体制**の検討や地方ブロックにおける継続的な**技能維持のための研修の企画**等、DHEATが円滑に運用されるような体制整備について地方ブロックごとに協議

- 会長・副会長 地方ブロックDHEAT協議会構成員から選任
- 幹事長・副幹事長 幹事から選任
- 幹事 地方ブロックDHEAT協議会構成員から選任（各都道府県約1名を目安）
- 構成員 ブロック内の各都道府県から3名を目安として、都道府県の保健衛生担当部局長が選出
 - ・ 各都道府県衛生担当部（局）長、統括DHEAT等の都道府県庁職員から1名以上
 - ・ 全国保健所長会における各都道府県の代表者から1名以上
- 開催 ブロックごとに年1回（6ブロックで実施）※オンライン（ハイブリッド）にて開催
- 事務局 DHEAT事務局（開催地の都道府県及び保健所は会議開催に関して事務局と協力）

<ブロック割>

- ・北海道・東北ブロック
- ・関東甲信越静岡ブロック
- ・東海・北陸ブロック
- ・近畿ブロック
- ・中国・四国ブロック
- ・九州ブロック

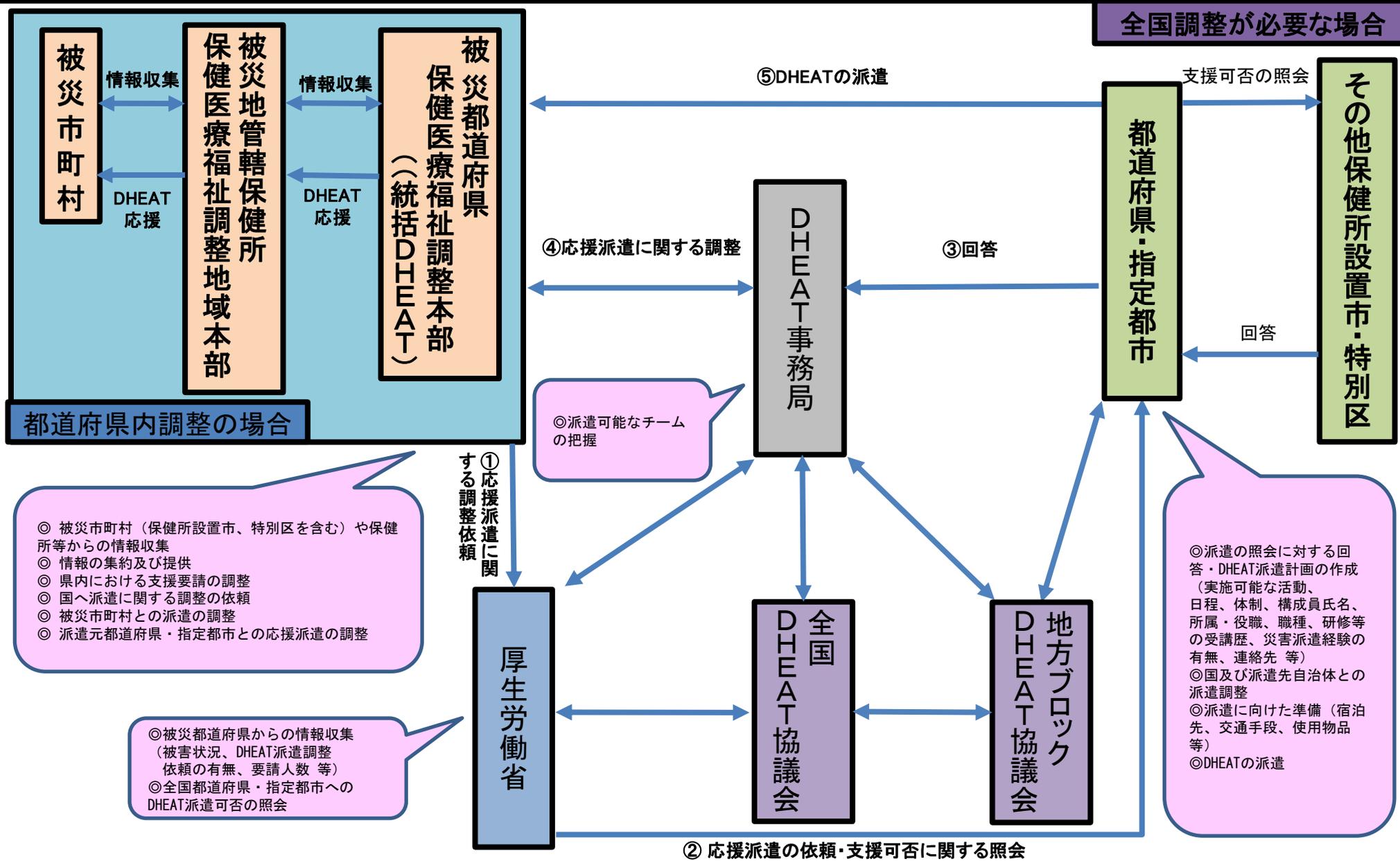
(別添2-④) 地方ブロックDHEAT協議会を構成する都道府県



全国6ブロックに分割

- 北海道・東北ブロック
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東甲信越静ブロック
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- 東海・北陸ブロック
富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
- 近畿ブロック
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国・四国ブロック
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州ブロック
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

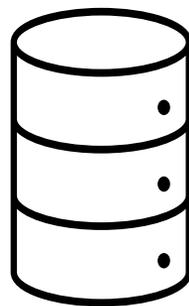
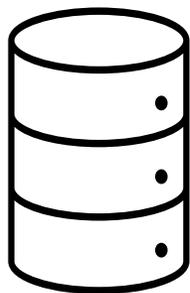
(別添3) 発災時における対応(DHEATの派遣調整)



(別添4) 災害保健情報システムについて

①保健所現状報告システム

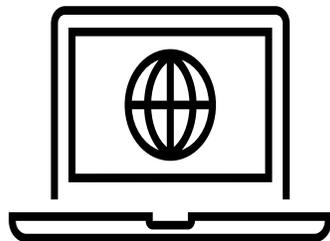
②DHEAT派遣調整システム



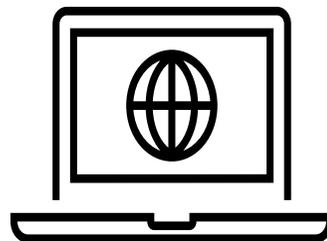
災害保健情報システム
ログイン



保健所



都道府県庁
(保健医療福祉調整本部)



指定都市

アカウントによって
押せるボタンが異なる

保健所現状報告
システム

DHEAT派遣調整
システム

災害保健情
報システム
ログイン
(統一)

(別添4-②) DHEAT派遣調整システム

* Disaster Health Emergency Assistance Team

システムから一括メール送信で連絡可能。
集計や日程調整も容易に。

派遣元
都道府県等

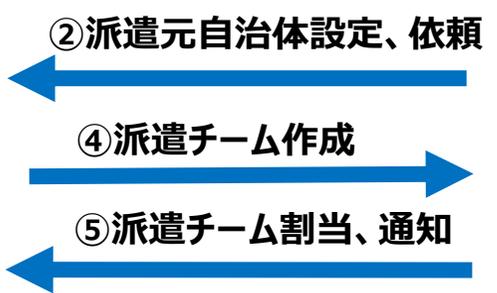


↓

(③日程調整、
日程確定)

↓

DHEAT隊員
(保健師等)

国
(DHEAT事務局)

DHEAT
派遣調整システム

派遣調整

システムにより速やかに登録可能。

日程調整

派遣チーム作成

要望に応じた人材のマッチングが可能。

派遣チーム割当



被災
都道府県



システムの案内通りに入力すれば、
要請可能。

派遣要請フォーム入力、提出

派遣要請DHEAT

ログインしてください

メールアドレス

パスワード

パスワードを再入力

ログイン

ログイン

派遣要請DHEAT

派遣要請管理

要請一覧

要請作成

システム設定

厚生健発1024第1号
令和6年10月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業の実施要領について

近年、各地で発生している大規模な自然災害への対応において、迅速に被災者の健康管理支援や災害関連死の未然防止を図るための体制を構築することの重要性がより一層認識されてきています。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備については、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等における業務を補助するため、これまで災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team；以下「DHEAT」という。）が派遣されてきました。

今般、この体制整備を更に進め、災害発生の急性期（概ね48時間以内）にDHEATを「DHEAT先遣隊」として派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を目的として「DHEAT先遣隊派遣事業」を実施することとなり、別紙のとおり「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業実施要領」を定めたので通知します。

なお、「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊派遣事業実施要領」は、DHEAT先遣隊の活動に関する基本的な考え方をお示しするものであり、貴職におかれては、当該実施要領における記載内容についても御了知の上、各都道府県等で策定される地域防災計画等に基づき、各地域の支援・受援体制の状況に応じた運用を実施していただくようお願いいたします。

【担当】 厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室

TEL 03-5253-1111（内線2335）
03-3595-2190（夜間直通）

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）先遣隊

派遣事業実施要領

1. 事業の目的

近年、各地で発生している大規模な自然災害への対応において、迅速に被災者の健康管理支援、災害関連死の未然防止を図るため体制の構築の重要性がより一層認識されてきている。

災害時における健康危機への対応は、被災自治体だけでは困難な場合が多く、外部からの支援を含めた体制づくりが必要である。このため、平成30年3月に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）が発足し、全国的なDHEATの人材育成や体制整備が進んでいる。

本事業は、この体制整備を更に進め、災害発生の急性期（概ね48時間以内）にDHEATを「DHEAT先遣隊」として派遣することにより、被災都道府県等の被害状況等に係る迅速な情報収集、保健医療福祉調整本部の速やかな設置及び運営の支援を目的として実施するものである。

2. 本事業の位置づけ

本事業は、防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に基づき、厚生労働省が、地方ブロックDHEAT協議会等との連携の下、DHEAT事務局を設置している一般財団法人日本公衆衛生協会の協力を得て、災害発生後速やかにDHEAT先遣隊の派遣を行うことを目的として実施するものである。

また、本要領における用語の定義は「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用）について」（令和5年3月28日付け健健発0328第2号厚生労働省健康局健康課長通知）の別紙「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」に記載のとおりである。

3. DHEAT先遣隊の活動の枠組み

（1）DHEAT先遣隊の定義

DHEAT先遣隊とは、厚生労働省からの要請により、発災後概ね48時間以内に被災都道府県の本庁や保健所で活動を開始し、被災都道府県等の被災状況を速やかに厚生労働省やDHEAT事務局等に情報共有するとともに、発災直後の被災都道府県の保健医療福祉部門の指揮調整機能等を支援するDHEATをいう。

(2) DHEAT 先遣隊の主な役割

- ア 厚生労働省と DHEAT 事務局、被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会に対し、被災都道府県等の保健所等の運用状況や各支援団体の活動状況等の被災地の保健活動に係る情報をできるだけ速やかに報告する。
- イ 被災都道府県の統括 DHEAT や関係各課・団体との連携・調整を行い、被災都道府県における保健医療福祉調整本部の設置及び運営、並びに保健所の指揮調整機能等を支援する。
- ウ 被災都道府県の統括 DHEAT 等と、DHEAT や広域応援保健師等の派遣の必要性について検討し、その検討結果を厚生労働省と DHEAT 事務局に報告する。

(3) DHEAT 先遣隊の編成

- ア DHEAT 先遣隊は、都道府県等の職員により編成する。なお、DHEAT 先遣隊の構成員は被災地の支援に従事した経験があることが望ましい。
- イ DHEAT 先遣隊の編成は、公衆衛生医師 1 名、保健師 1～2 名、業務調整員 1～2 名（業務調整員の職種は問わない）を標準とする。ただし、DHEAT 先遣隊を派遣する自治体は、DHEAT 先遣隊が 48 時間以内に活動できるよう、その構成員の人数や職種については柔軟に検討する。
- ウ DHEAT 先遣隊の構成員のうち、少なくとも 1 名は、派遣元自治体内で統括 DHEAT として任命されているか、少なくとも統括 DHEAT 研修を修了していることが望ましい。それ以外の構成員は DHEAT に係る研修（基礎編研修・標準編研修等）を修了しているか、又はそれらと同等の知識・技能を有すること。

(4) DHEAT 先遣隊の活動期間

DHEAT 先遣隊の活動期間は 1 週間程度を標準とする。ただし、被災地の交通状況や発災時期によっては、1 週間継続して先遣隊を派遣させることが困難な場合も想定されるため、活動期間を短縮したり、活動期間内での構成員の交代や ICT を活用した遠隔支援を行ったりするなど、柔軟な運用に努める。また、活動終了時は、被災自治体又は DHEAT に円滑に業務を引き継ぐ。

4. DHEAT 先遣隊派遣の手続

(1) DHEAT 先遣隊派遣基準

厚生労働省は、以下の基準を目安に、DHEAT 先遣隊の派遣を検討する。

- ア 災害救助法が適用される規模の災害であること
- イ 被災自治体内における相互応援が開始されていないこと

- ウ 被災都道府県外の DMAT・日赤救護班等支援チームが出動していること
- エ 震度 6 弱以上又は特別警報が発令されていること

(2) DHEAT 先遣隊派遣の流れ

- ア 厚生労働省は、被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会や DHEAT 事務局とともに、(1) の派遣基準に基づき、被災都道府県に対する DHEAT 先遣隊の派遣を協議する。
- イ 厚生労働省は、DHEAT 先遣隊の派遣調整を開始するとともに、被災都道府県に DHEAT 先遣隊の派遣について伝達し、派遣前にできるだけ被災都道府県の状況やニーズを把握することに努める。
- ウ 厚生労働省は、アの協議に基づき、DHEAT 先遣隊を派遣する必要があると判断した場合には、DHEAT 事務局や被災都道府県が所属する地方ブロック DHEAT 協議会の協力の下、速やかに DHEAT 先遣隊の派遣調整を行う。なお、DHEAT 先遣隊の派遣チーム数に上限はないが、被災範囲や被災状況を考慮した上で、厚生労働省において必要なチーム数の派遣を決定する。
- エ 被災都道府県が所属する地方ブロック内で DHEAT 先遣隊の派遣調整が困難な場合は、厚生労働省は、全国 DHEAT 協議会に協力を依頼する。
- オ DHEAT 先遣隊の派遣調整が決定した後、厚生労働省は被災都道府県へ通知するとともに、派遣元都道府県等に派遣決定の通知を行う。

5. 派遣費用と補償

本要領に基づき DHEAT 先遣隊として活動した場合は、厚生労働省の健康危機緊急時対応体制整備事業により、DHEAT 事務局を通じて派遣元都道府県に対し派遣期間中の活動費及び旅費を支払う。

また補償については、一般の DHEAT と同様に、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づき、地方公務員災害補償基金からの補償を受けるものとする。

6. その他

本要領に定めのない事項については、その都度厚生労働省の指示に基づき実施する。